

告示

埼玉県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富士見第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一	就任	職名	氏名	住所	
	理事	金子拓矢	埼玉県富士見市大字下南畑三番地一		
	同	新井貞夫	同	二十六番地	
	同	井上和男	同	四百三十番地	
	同	柳川武史	同	千七百一番地	
	同	吉川武人	同	三千七百五十番地	
	同	砂川竜樹	同	三千五百八十二番地	
	同	砂谷弘樹	同	二千八百十四番地	
	同	須田一夫	同	四千百一番地	
	同	木下雄一	同	二千三百二十二番地	
	同	小寺悦子	同	二千四百三十三番地	
	同	小寺政次	同	大字南畑新田九百五十四番地	
	同	當麻政昭	同	七百八十五番地	
	同	武井伸夫	同	五百二十四番地二	
	同	谷澤嘉弘	同	四百十五番地の一	
	同	谷澤嘉弘	同	大字下南畑八百七十三番地三	
	同	朝倉久二枝	同	七百九十一番地	
	同	岡田健	同	五百四十五番地	
	同	吉川義則	同	三千百九十四番地	
	同	須田要一	同	二千三百二十七番地	
	同	柳川範之	同	千六百二十四番地	
	同	谷正史	同	大字上南畑三百五十五番地	
二	退任				
	職名	氏名	住所		
	理事	渋谷勇	埼玉県富士見市大字下南畑百九十七番地		
	同	塩野弘	同	三千五百九番地一	

